

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規 則

○福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十七号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

10 (東日本大震災復興特別区域法による指定訪問リハビリテーションの事業に係る特例)
東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年 内 閣 府 令第九号）第六条に規定する訪問リハビリテ

厚生労働省

ン事業所整備推進事業を定めた同法第六条第一項に規定する認定復興推進計画について、同法第四条第九項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第十三条の二第一号の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同号中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数」とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県規則第四十八号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(東日本大震災復興特別区域法による指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)

10 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年 内 閣 府 令第九号）第九条に規定する介護予防訪問リハビリ

テーション事業所整備推進事業を定めた同法第六条第一項に規定する認定復興推進計画について、同法第四条第九項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第十三条の二第一号の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同号中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数」とあるのは「当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数」とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)